

浜松市告示第328号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、令和8年6月9日から

道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和8年6月9日から2週間浜松市中央土木整備事務所（西行政センター内）

において一般の縦覧に供する。

令和8年6月9日

浜松市長 中野 祐介

道路の種類	路線名	区間	別	幅員	延長
市道	村櫛101号線	浜松市中央区村櫛町4132番地先から 浜松市中央区村櫛町2213番5地先まで	前	最小 1.30m ～ 最大 2.00m	523.10m
			後	最小 4.00m ～ 最大 4.00m	
市道	村櫛110号線	浜松市中央区村櫛町4173番地先から 浜松市中央区村櫛町2212番3地先まで	前	最小 1.40m ～ 最大 1.40m	77.40m
			後	最小 4.00m ～ 最大 4.00m	76.92m
市道	村櫛125号線	浜松市中央区村櫛町4111番1地先から 浜松市中央区村櫛町4168番2地先まで	前	最小 2.85m ～ 最大 2.85m	512.53m
			後	最小 4.00m ～ 最大 5.00m	758.90m